

## 今後の労働安全衛生対策の在り方に係る考え方の方向について

## (1) 社会構造の変化に対応した安全衛生管理体制の在り方について

- ① 社会経済情勢の変化の中で、市場競争の激化、コスト削減が進行する中で、企業における安全衛生管理の弱体化が懸念されている。企業内の安全衛生管理を強化するためには、事業者（経営トップ）自ら積極的に安全衛生管理活動に関わることが重要であり、また、内外において企業の社会的責任のあり方が議論されていることから、事業者をはじめとする安全衛生管理体制の在り方について検討が必要ではないか。

## (前回のコメント)

- ・ 下請企業の安全衛生に関しては、CSR（企業の社会的責任）の考え方の下に、国内外を問わず議論をする必要があるのではないか。
- ・ 安衛法で企業全体の経営トップを捉える条文は唯一、法第10条である。事業場のトップたる総括安全衛生管理者を選任し、安全衛生管理業務を統括管理させる義務を負っているのが事業者（経営トップ）であり、事業場より高い位置に実行責任者がいる。
- ・ 企業としてやるべきことをしっかりやるべき。人の命の大切さを企業は言い切るべき。言い切れる経営トップを作るべき。
- ・ 経営トップは何をすべきか模索している段階。「何かしなければ」と思う経営トップは多い。
- ・ 経営トップの方針を示すということはどこでもやっているが、美辞麗句で一生懸命やる感じがしない。経営トップが責任まで取るという決意が現れるならまだしも。

## (考え方の方向)

- ・ 事業者は、労働者の安全と健康を守る本来的な責任を負っている。この責任を全うするためには、企業の経営事項の重点事項のひとつとして労働災害防止を位置づけ、対策をとることが必要ではないか。
- ・ これを企業の中で具現していくためには、CSRのコンセプトの下に、経営トップが方針を決定し、方針に基づき経営トップ自らが実践するという組織運営の基本に則り、安全衛生分野における基本方針を経営トップ自らが組織の内外に示し、安全衛生活動に主体的に取り組むことが重要ではないか。
- ・ 経済情勢が厳しく、企業の事業形態が変化する中で、安全衛生水準の一層の向上を図るためには、事業場のトップである総括安全衛生管理者の義務として、安全衛生に関する方針の策定等を追加すること等により、経営トップの安全衛生への関与を強めることについて検討すべきではないか。

## (提出資料)

- ・ 資料4 p1 第10次の労働災害防止計画（抄）
- ・ 資料5 p1-4 大規模製造業事業場における安全管理に係る自主点検結果
- ・ 資料6 安全衛生方針の例
- ・ 資料7 労働におけるCSRのあり方に関する研究会開催要綱
- ・ 資料8 事故災害が事業活動に影響を与えた事例

- ② 安全衛生管理組織の縮小、安全衛生管理担当者の兼務の増大、さらに、労働災害に関するノウハウの継承が不十分であることから、事業場の安全衛生水準の低下が懸念される。このため、安全管理者、衛生管理者をはじめとする事業場の安全衛生を担当する者のレベルアップを推進する方策の検討が必要ではないか。

(前回のコメント)

- ・ 平成11年の包括基準やOSHMS指針が出た。これがきちっと行われれば災害は減るはず。六本木ヒルズの災害もしかり。しかし徹底していない。本当に勉強している人が少ない。これがきちんとできるように考える必要がある。

(考え方の方向)

次回提出予定。

(提出資料)

- ・ 資料4 p2 第10次の労働災害防止計画(抄)

- ③ 技術革新等により新たな設備が導入され、生産工程の多様化・複雑化が進展するとともに、新たな有害化学物質が導入される中、事業場内のリスクは多様化し、把握されにくくなっていることが懸念される。これらのリスクを的確に捉えて評価し、必要な対策を講じていくためには、現場を最も熟知する労働者の参画が不可欠である。このため、安全衛生員会等に労働者の積極的な参画を図りその活性化を図るとともに、労働者の安全衛生意識の向上を図るための方策について検討が必要ではないか。

(前回のコメント)

- ・ 安全衛生委員会とOSHMSを連動させることにすれば抵抗は少ないのではないか。組合員も入っており、末端の労働者の意見も吸い上げられる。
- ・ PDCAを回し、それが安全衛生委員会で見えるようにすれば、委員会のマンネリ化は起こらないのではないか。

(考え方の方向)

- ・ 安全衛生委員会は、事業場のトップが安全衛生に関し制度的に関与する唯一の場であり、また、労働災害防止の当事者であると同時に職場の状況について最も熟知している立場にある労働者が参画することができるという性格を活かし、危険・有害要因の調査結果の評価等に積極的に関与するため、調査審議事項の見直しを検討すべきではないか。
- ・ 併せて、安全衛生委員会の活動がより効果的なものとなるよう、パートタイム労働者、派遣労働者等の意見を反映できる委員会の構成、議論の活性化のため議事に関する情報の開示、委員会の意見の尊重等について検討すべきではないか。

(提出資料)

- ・ 資料4 p3 第10次の労働災害防止計画(抄)
- ・ 資料9 労働安全衛生基本調査報告(平成12年)
- ・ 資料10 企業内における安全衛生委員会の機能の在り方について(総合的な安全衛生管理手法の調査検討結果概要)
- ・ 資料5 p9 大規模製造業事業場における安全管理に係る自主点検結果

- ④ 分社化等の進展、業務請負等の増加により、同一の作業場において指揮命令系統の異なる労働者の混在作業や管理権原を有さない施設・設備を用いた作業が進行することによる安全衛生水準の低下が懸念される。このため、指揮命令系統の異なる労働者の混在や管理権原を有さない施設・設備を用いた作業状況に対し、有効な安全衛生管理体制の検討が必要ではないか。

(前回のコメント)

- ・ 協力会社を多く使う会社は、大きな力を協力会社に及ぼす。しかし災害が発生したときは協力会社の責任のみで終わるケースが多い。協力会社の災害にも親会社の責任が問えないか。建設業は仕組みができてから良いが、製造業ではトカゲのしっぽ切りになっている。
- ・ 発注者責任をどう見るか。ILOガイドラインにも「調達」や「請負」という項目が入っている。
- ・ 設備については発注者等権限のある側が安全な場を提供する責任がある。
- ・ 下請にどう安全衛生対策を取らせるか。事故を起こすと生産が止まるので、親会社は下請に対し安全衛生をしっかり指導すべき。

(考え方の方向)

- ・ 事業運営においてアウトソーシングが進行し、かつ、分社化等の組織運営に関する構造的変化が進む中で、特に製造業において、同一の場所において指揮命令系統の異なる労働者が混在して作業をすることによる危険が増大することが懸念されており、これを踏まえて対策を推進すべきではないか。
- ・ 一の場所における事業の核となる元方事業者は、分社化された組織、請負会社等との間でより緊密な連携を図ることにより、指揮命令系統の異なる労働者の混在する作業の安全衛生管理についても積極的に取り組み、労働災害防止対策の推進を図るべきではないか。
- ・ このため、一の場所における事業の核となる元方事業者を中心とする効果的な安全衛生管理体制の構築について検討すべきではないか。企業分割等によって生じた企業グループについては、別途の安全衛生管理の考え方があってもよいのではないか。
- ・ また、注文者が構内請負会社に施設・設備を貸与して作業を行わせる場合、構内請負会社に当該施設・設備の管理権原がないため不安全な状態のまま構内請負会社の労働者に作業させる危険を防止するための有効な仕組みについて検討すべきではないか。
- ・ さらに、注文者が施設・設備に内在する危険・有害性を知らされないまま構内請負会社の労働者が保守等の作業を行うことの危険を防止するため、注文者と請負業者が危険・有害情報を共有する仕組みについて検討すべきではないか。

(提出資料)

- ・ 資料4 p4 第10次の労働災害防止計画(抄)
- ・ 資料5 p5-7 大規模製造業事業場における安全管理に係る自主点検結果
- ・ 資料12 労働安全衛生マネジメントシステムに関するガイドライン (ILO)
- ・ 資料13 合併及び分社化に伴う事業場の安全衛生管理の実態に関する調査研究報告書概要
- ・ 資料14 注文者(工場管理者等)側に安全管理上の問題があつて、製造事業場(造船所を除く)において他の労働者が被災した死亡災害
- ・ 資料15 化学物質による疾病発生状況
- ・ 資料16 労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制の例(工業的業種)

(2) 労働安全衛生マネジメントシステム等の企業における新たな安全衛生管理手法の促進

- ① 技術革新等により新たな設備が導入され、生産工程の多様化・複雑化が進展するとともに、新たな有害化学物質が導入される中、事業場内のリスクは多様化し、把握されにくくなっていることが懸念される。これらのリスクを合理的・体系的に低減するには、リスクアセスメントが重要であり、またこれを基本とする安全衛生管理手法（労働安全衛生マネジメントシステム）の導入等について現行の法体系との整理について検討が必要ではないか。

(前回のコメント)

- ・ 平成11年の包括基準やOSHMS指針が出た。これがきちっと行われれば災害は減らず。六本木ヒルズの災害もしかり。しかし徹底していない。(再掲)
- ・ OSHMSをどう取り入れるかで決まってくる。形だけ取るという姿勢で取り組んできたところは不満を持つ。真剣に、まじめに、前向きに取り組む仕組みを考えたい。

(考え方の方向)

次回提出予定。

(提出資料)

- ・ 資料4 p6 第10次の労働災害防止計画(抄)

- ② 労働安全衛生マネジメントシステムの運用により、安全衛生水準の向上に有効であることから、インセンティブの付与を含めた導入促進のための方策について検討が必要ではないか。

(前回のコメント)

- ・ OSHMSをどう取り入れるかで決まってくる。形だけ取るという姿勢で取り組んできたところは不満を持つ。真剣に、まじめに、前向きに取り組む仕組みを考えたい。(再掲)
- ・ OSHMSの良さはインセンティブではないが、導入するきっかけとしてのインセンティブは必要か。
- ・ OSHMSの普及により、職場の安全衛生の改善につなげるには、労災保険料の優遇のような議論が必要である。

(考え方の方向)

次回提出予定。

(提出資料)

- ・ 資料4 p6 第10次の労働災害防止計画(抄)

(3) その他

社会経済情勢の変化に対する安全衛生対策に関して検討すべき事項は、議論の過程で対象に加える。各項目の考え方の方向については、次回提出予定。

① 国際的な企業活動における安全衛生管理について

(前回のコメント)

- ・ 海外下請けの問題も考えれば、(安全衛生管理は) マンネリ化ではなくむしろホットな議論になっている。途上国には法を執行する力がない。先進国がリーダーシップを発揮するなど、海外の下請け問題も含め議論する必要がある。

② 中小企業における安全衛生対策の推進について

(前回のコメント)

- ・ 現行の法体系では小さいところがネグレクトされる。これをなんとかしなければならぬ。

③ 投資指標としての安全衛生活動について

(前回のコメント)

- ・ 取り組みを促す手法として、例えば年金の運用に当たって安全衛生活動への取り組みを加味する方向はどうか。
- ・ 年金額をどうこうするのではなく、年金受託先を選ぶ際の物差しの一つに安全衛生への取り組みを使ってはどうかということ。そうすれば金融業界が動き始め、市場が動いていく。